

# つくば市ビジネス拡大支援補助金

新製品・新サービスの開発、新分野への事業転換に係る経費に対して補助し、事業拡大を促進する。

## 制度の概要

### 【主な補助条件】

1. 前年度及び本年度においてビジネス拡大支援補助金を受けていないこと。
2. 法人の場合、市内に本店又は主たる事業所がある中小企業者等であること。  
個人事業主の場合、市内に住所及び主たる事業所を有すること。  
(※所在地をバーチャルオフィスとしている企業を除く。)
3. みなし大企業でないこと
4. 申請日時時点で市内において1年以上操業していること。
5. 市税の滞納がないこと。
6. 経営革新計画の承認若しくは経営力向上計画の認定を受けている又は市で定める経営相談窓口において、補助金を申請する事業計画についての相談を行い、専門家からの意見書を有していること。
7. 市HPにおいて採択結果を公開することに同意すること。

### 【対象経費】

新製品・サービス開発に要する経費又は事業転換に要する経費

- (1) 機械装置・工具の購入費及びその据付等に要する経費(機械装置の運搬費、設置工事費等を含む。)
- (2) 開発費
- (3) 宣伝広告費(看板の設置工事費等を含む。)
- (4) パッケージデザイン費
- (5) 専門業務委託費
- (6) 分析調査費
- (7) 市場調査費

### 【対象外となる経費の例】

1. つくば市外の事業所にて利用するものに係る経費。
2. 国や他の団体等から補助金の交付をうける経費。
3. 汎用性が高く目的外使用になりえるものなどに係る経費(PC、スマホ、カメラ、モニター等)。
4. 自社ホームページやECサイトの作成、改修に関わる経費。
5. 建物の改装や施工等に係る経費。
6. 親会社、子会社、グループ企業等関連会社、みなし大企業との取引に係る経費。
7. フランチャイズ事業に係る経費。
8. 消費税及び地方消費税相当額。

### 【補助率・補助金額】

・経営革新計画、経営力向上計画の実行の場合

補助率:8/10 補助限度額:300,000円

・市で定める経営相談窓口において、専門家からの意見書を有している場合

補助率:5/10 補助限度額:300,000円

## 申請手続

4月1日から翌年1月末までの間に、申請書及び以下の添付書類を、産業振興課宛てに持参、郵送またはEメールにて送付してください。Eメール送付の場合、受信連絡がない場合には、受付できていない可能性がありますのでご注意ください。

### 添付書類

- 事業計画書(様式は市HPに掲載)
- 補助対象経費に係る見積書
- 履歴事項全部証明書の写し(3か月以内発行のもの)  
※個人にあつては、個人事業の開業届出書の写し
- 定款又は規約の写し(法人の場合に限る。)
- 最新の決算書の写し(個人にあつては、確定申告書の写し)
- 以下のいずれか一つ
  - ・経営革新計画の承認に係る通知書の写し及び事業計画書の写し
  - ・経営力向上計画の認定に係る通知書の写し及び事業計画書の写し
  - ・市で定める経営相談窓口において作成された意見書の写し
- 完納証明書の写し(30日以内発行のもの)

**事後申請はできません。必ず着手前に申請してください。**

## 補助金制度に係る注意点

補助事業申請者は下記の点を順守するものとします

- ①申請内容に変更があった場合、速やかに報告すること。
- ②補助事業の完了から20日以内、又は申請年度の3月20日のいずれか早い日までに、実績報告書を提出すること。  
**※提出期限までに提出できない場合は、補助金の支払いができなくなりますので注意してください。**
- ③補助事業に関する帳簿及び証拠書類、補助事業を活用して購入した物品等は、補助事業終了後少なくとも5年保管すること。
- ④補助事業中及び補助事業終了後に立ち入り検査又は実態調査を行う場合、これに協力・対応すること。

※ その他、補助金はつくば市補助金等交付適正化規則及び令和8年度つくば市ビジネス拡大支援補助金交付要項に基づいて執行されます。不明な点は産業振興課までお問い合わせください。

※ 公平・公正な審査を実施するため、補助対象経費や審査結果等に関するお問い合わせには一切お答え致しかねます。補助金要項のとおりご自身でご判断ください。

**※申請期間中であっても、予算がなくなり次第募集を終了させていただきます。**

▼申請書類は、つくば市HPからダウンロードできます。



☆補助金に関するお問い合わせはこちらまで  
つくば市 経済部 産業振興課 産業創出支援係  
TEL:029-883-1111(代表) e-mail:eco051@city.tsukuba.lg.jp  
住所:つくば市研究学園一丁目1番地1